

## CONTENTS

page

1 審議会が「妥当」と答申  
労働基準法など働き方改革関連法案2 **特集1** 何をすればいいのかわからない!?  
「働き方改革」長時間労働の原因は何?4 **特集2** 自転車事故で約1億円の賠償命令  
自転車通勤のルールはありますか?

## 6 TOPICS

- 1,349社・計127億円の不払い残業代を遡及支払い
- 受動喫煙対策、「全館禁煙」が最多

7 人事労務の法律ミニ教室  
内容を知らされていない就業規則は無効?8 ちょっと教えて! 老齢年金  
年金の保険料は何年払えばいい?8 労務ひとこと  
電子タバコは禁煙エリアで吸ってもいい?

## 審議会が「妥当」と答申

## 労働基準法など働き方改革関連法案

労働政策審議会は9月15日、労働基準法など8つの法律からなる「働き方改革関連法案」について厚生労働大臣へ概ね妥当などとして答申しました。

「働き方改革」については平成27年の通常国会に労働基準法などの改正法案が提出され、これまでずっと継続審議となっていました。今回の法律案では、この内容を一部見直すとともに、「同一労働同一賃金」の法制化などが新たに追加されています(右参照)。

## さらなる残業削減を

最も注目すべきなのは、時間外労働の上限規制です。これまで実質的に無制限だった時間外労働について、特別な事情がある場合でも、④年720時

間以下、⑤1ヵ月最大100時間未満、⑥直近2~6ヵ月の各平均80時間以下(⑤⑥は休日労働時間を含む)を上限とし、罰則も設けられています。

さらに現在、中小企業には適用猶予されている、月60時間超の時間外労働の割増率を「50%以上」とする規定が、中小企業にもいよいよ適用されることとなります。

## 実施日までを準備期間に

現在の法案では実施予定日が平成31年4月(②は平成34年からなど一部段階的に実施)と示されています。しかし、衆議院の解散により法案の成立時期、実施時期は不透明となりました。

ただ、改正内容もほぼ明らかとなり、企業が準備すべき事項も見えてきたので、実施日までを準備期間として、残業削減などに取り組む必要があるでしょう。

## 働き方改革関連法案の概要

- ① 時間外労働の上限規制の罰則付き導入
- ② 月60時間超の割増賃金(50%以上)中小企業適用猶予の廃止
- ③ 年次有給休暇の年5日まで使用者からの時季指定義務
- ④ フレックスタイム制の清算期間を上限3ヵ月に拡大
- ⑤ 企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大
- ⑥ 「高度プロフェッショナル制度」の創設
- ⑦ 「同一労働同一賃金」法制化